

夢洲道路の暫定利用開始について（お知らせ）

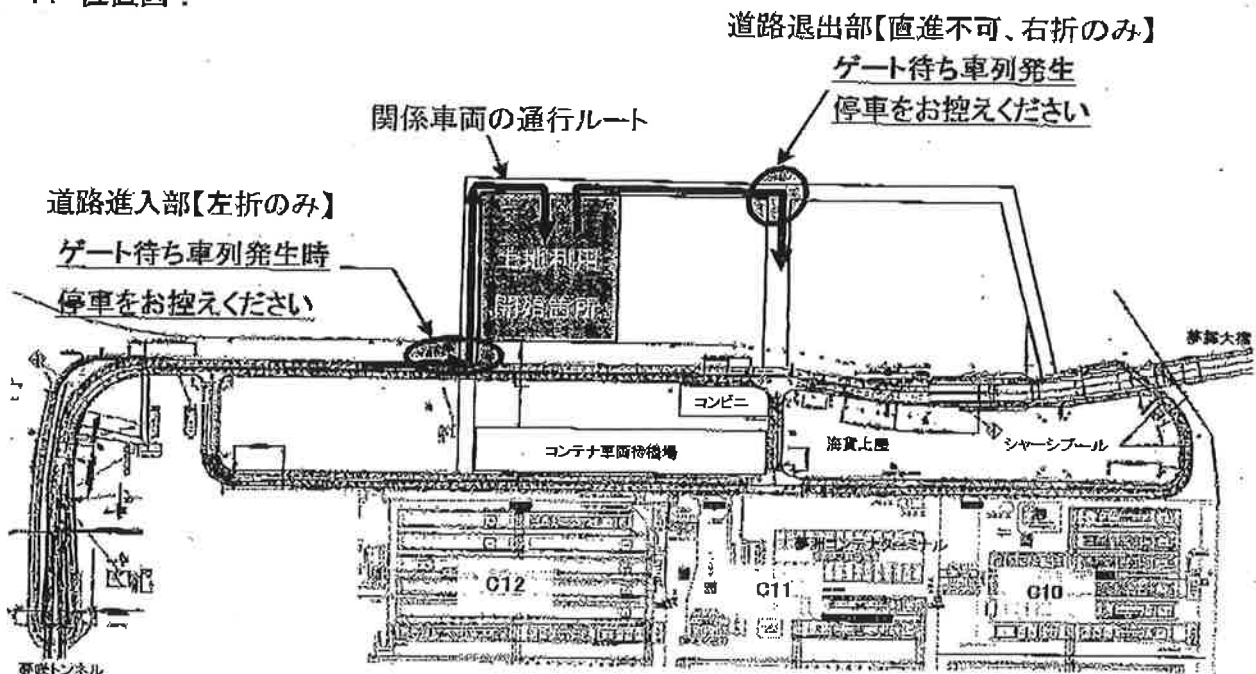
平素は、本市港湾行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、大阪市此花区夢洲中 1 丁目の下記箇所において土地利用が開始されることに伴い、平成 29 年 4 月 1 日（土）より道路の暫定利用を開始いたしますのでお知らせいたします。

本道路は、当面の間、新たに土地利用を開始する関係車両のみが通行する暫定利用道路となりますので、コンテナターミナルへの進入につきましては、暫定利用道路の通行はご遠慮ください。

また、DICT 搬入車両のゲート待ち車列発生時には、本道路の進入部及び退出部においては停車しないように引き続きご協力をお願いいたします。

1. 位置図：



2. 道路利用開始日：平成 29 年 4 月 1 日（土曜）

平成 29 年 3 月 27 日（月曜）より工事関係車両の通行のため暫定利用道路を開放いたします。

以上